

自治体こども計画の策定について

こどもまんなか
こども家庭庁

こども基本法(地方公共団体関係部分)

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）

- 各計画は、**既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能**

※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

【第11条】 こども等の意見の反映（義務）

- 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、**こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置**（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）**を講ずるものとする**

※ 「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される

- **具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断**

- 聴取した意見が**施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい**

【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

自治体こども計画の「こども大綱」上の位置づけ

こども大綱上の位置づけ

第2 こども施策に関する基本的な方針

(6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方公共団体であり、国は、地方公共団体と密接に連携しながら、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、こども施策を推進する。多くの地方公共団体において、地域の実情に応じた自治体こども計画が策定・推進されるよう、国において支援・促進する。

第4 こども施策を推進するために必要な事項

3 施策の推進体制等

(3) 自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携

(自治体こども計画の策定促進)

こども基本法において、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。自治体こども計画は、各法令に基づくこども施策に関する関連計画と一体のものとして作成できるとされており、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとすることなどが期待されている。

こども施策に関する計画を自治体こども計画として一体的に策定する地方公共団体を積極的に支援するとともに、教育振興基本計画との連携を含め好事例に関する情報提供・働きかけを行う。自治体こども計画の策定・推進状況やこどもに関する基本的な方針・施策を定めた条例の策定状況についての「見える化」を進める。

ガイドラインの各章で説明していること

I 自治体子ども計画策定の目的と計画に含める内容(1～3章)



○子ども基本法第10条において、

- ・都道府県は、子ども大綱を勘案して「都道府県子ども計画」を作成
- ・市町村は、子ども大綱・都道府県子ども計画を勘案して「市町村子ども計画」を作成する努力義務が課せられています。

○本ガイドラインでは、地方自治体が自治体子ども計画策定にあたり必要な基礎事項や留意点、事例等を取りまとめています。



1、2章:計画やガイドラインの目的や内容

3章:子ども大綱の内容



子ども大綱

子ども・若者の健やかな成長への支援、少子化対策、子どもの貧困対策など、幅広い子ども政策に関する基本的な方針と重要事項等を一元化

勘案



(自治体子ども計画)
都道府県子ども計画

勘案

(自治体子ども計画)
市町村子ども計画



○各法令等に基づく子どもに関する計画等を一体的なものとして作成することができます。

- (例) ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県/市町村子ども・若者計画
・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県/市町村計画
・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県/市町村行動計画
・子ども・子育て支援法に基づく都道府県/市町村子ども・子育て支援事業計画 等
※各法令等において記載すべき事項等とされている事項を盛り込む必要があります。

○関連計画等を一体的に作成することにより以下が期待されます。

- ①子ども施策に全体として横串を刺すこと
- ②住民にとってわかりやすいものとなること
- ③自治体行政の事務負担の軽減

○地域の実情に応じて個別に計画を作成し、それらを相互に関連計画として位置付け、内容に応じて適宜参照しあうなど整合を図ることで、それらの計画を自治体子ども計画と位置付けることも可能です。

○子ども・子育て事業債は、自治体子ども計画へ位置付けた事業が対象です。

ガイドラインの各章で説明していること

Ⅱ 自治体こども計画策定の手法(4～8章)

工程



○ 第4章 計画策定体制・スケジュール(P15～)

- ・スケジュール(期間・調査実施時期・協議会開催回数等)は、地域の実情に応じ適切に設定する
- ・自治体の担当部門が主体となって、教育委員会等をはじめ、こども施策に関わる関係部門との協議・調整をする
- ・協議会には、適正な議論のため様々な立場の構成員を参画させることが望ましく、こども・若者や子育て当事者等の参画を推進する
- ・予算確保、外部委託の検討を行う

庁内外の連携!



○ 第5章 既存計画との関係(P31～)

- ・関係部局と連携し、自治体こども計画と上位計画・関連計画との関連や整合を図る
- ・推進するこども施策の内容や目的などに応じ、一体とできる計画を検討する

○ 第6章 計画策定のための調査・分析(P39～)

- ・想定される課題・ニーズや推進したい施策に合わせて、調査手法・調査対象等を検討する

ガイドラインの各章で説明していること

Ⅱ 自治体子ども計画策定の手法(4～8章)



○ 第7章 子ども・若者、子育て当事者等への意見聴取、反映(P50～)

- 自治体子ども計画に記載する課題やニーズ、施策等を当事者目線で検討するために、**子ども・若者、子育て当事者への意見聴取を積極的に行う**
※詳細は「子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を参照
(<https://www.cfa.go.jp/policies/iken/ikenhanei-guideline>)
- 聴取した意見が、どのように計画の中で活用されているのかを明確にする。**
(検討の結果子どもの意見とは異なる結論が導かれることもあり得るが、意見・提案等を要約して対応方針を示す)
- おとな目線だけでなく、子ども目線も意識して計画を策定

○ 第8章 計画の策定・更新(P72～)

- 基本的な方針や施策の展開など、計画書全体の構成が明確になる工夫・・・目標の根拠もわかりやすい
- 施策が適切に実施されているのかを評価するため、中間目標も含め、**目標を設定**
(数値を根拠にした定量的な目標と、数値を設定せず、実施状況をとりとめた定性的な目標とを意識して設定)
- 必ず施策別に取組の主体(誰が主導するか)とスケジュール(いつまでに)を明確に
- PDCAサイクルを回し、計画の評価・見直しを行う**

● こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン<概要版(取組ポイント)>

こども・若者の声を政策に反映するためのポイント

1. はじめる前にチェックするポイント

なぜこども・若者の意見を聴くのか 本編 P.1 へ

- こども施策を策定等する際に、こども・若者の意見を反映する措置を講ずることが義務付けられたことを理解している。
- こどもや若者の意見を聴く意義を理解している。

こども基本法上の「こども施策」とは? 本編 P.8 へ

- 政策の当事者にこども・若者が含まれるかを考え、意見を聴くことを検討している。

こども・若者の意見を聴く場面や方法 本編 P.10 へ

- 意見を聴く場面や方法(継続的、一時的)の特徴を理解している。
- 意見を聴く目的や内容に応じて、どのようにこども・若者から意見を聴くかを検討している。

こども・若者の意見反映プロセスの全体像 本編 P.12 へ

- 意見反映プロセスの全体像と5つのステップを理解している。
- 政策のどの段階においてこども・若者の意見を聴くか検討している。

2. 施策実行中にチェックするポイント

フィードバックをする 本編 P.43 へ

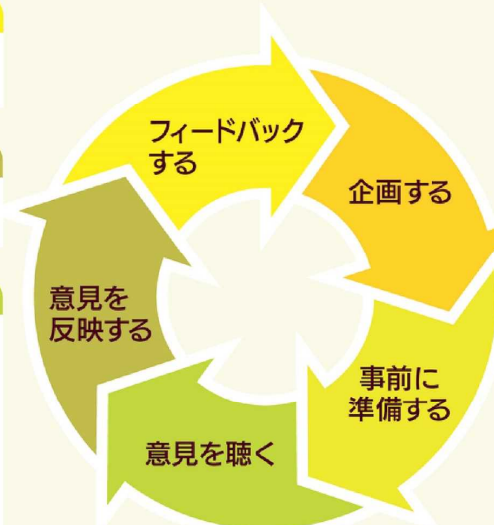
- 意見を聴いた後の検討プロセスや結果、理由を説明(フィードバック)している。
- フィードバック資料は、こども・若者が読みやすいよう工夫をしている。

意見を反映する 本編 P.40 へ

- こども・若者の意見をどう反映するか検討し、こども・若者に説明する準備をしている。

意見を聴く 本編 P.29,30,32,34,38 へ

- 聴く側のおとなが、こども・若者の視点と一緒に考える姿勢を持っている。
- おとなの役割は、こども・若者の意見表明のサポートであることを共通認識にしている。
- 意見を聴く目的、参加が任意であること、意見は訂正や撤回ができること、聴いた意見がどう取り扱われるか、いつ頃フィードバックをするか、最初にこども・若者に説明している。
- グラウンドルール案に参加するこども・若者と共有し、確認している。
- どのような意見でも受容されることを進行役やファシリテーターがこども・若者に示している。
- おとなは「聴く」、「待つ」、「促す」行動をとるよう関係者で共有している。
- こども・若者が意見を言いやすい方法を選べるよう様々な選択肢を用意している。
- 意見を聴く手法(対面、オンライン、アンケート、SNSを活用したチャット等)の特徴を理解し、意見を聴く目的や対象者に合わせて選択している。
- 安心して意見を言えたか、こども・若者が振り返り、意見を聴く場を評価する機会を用意している。
- 意見を聴く場の良かった点や改善点について振り返りをしている。



フィードバックをした後は、次の企画に活かし、より良い取組を目指します。

企画する 本編 P.14,16,18,19 へ

- 政策の当事者や政策が影響するこども・若者を考え、意見を聴く対象を決めている。
- 特定の属性の意見に偏らないよう意見を聴く対象を検討している。
- 意見を聴く機会について、幅広くこども・若者が情報にアクセスできるかを考えて周知している。
- こども・若者にとって分かりやすく、意見を言いやすいテーマを設定している。
- こども・若者が意見を言いたいテーマを提案したり、選んだりできる「仕組み」を作っている。
- こども・若者に関わる職員等に「こども基本法」や「こどもの権利条約」の周知をしている。
- こども・若者に対するリスクを事前に洗い出し、予防策や軽減策を用意している。
- こども・若者のセーフガーディングの指針を定め、対応のための手順や体制を決めている。
- 庁内人材や外部との連携により、意見を聴くための体制をつくっている。
- こども・若者の人数に合わせてファシリテーターを確保している。

事前に準備する 本編 P.23,26 へ

- 意見を聴く機会に関わる全てのおとなに、「こどものセーフガーディング」と意見を聴く場の趣旨を共有している。
- こども・若者の年齢、特性、発達の程度に応じて必要な配慮を確認している。
- 個人情報の利用についてあらかじめ本人や保護者の同意を得ている。
- 参加するおとなとこどもが共通して守るグラウンドルール案を用意している。
- こども・若者の背景や人数を考えて会場の雰囲気づくりやグループ分けを検討している。
- テーマについてこども・若者に分かりやすい資料(やさしい版資料)を用意し、意見を言うための準備をサポートしている。

3. 常にチェックしておくべきポイント

予算や体制 本編 P.45 へ

- 意見を聴くために必要な費用を洗い出し、工夫できることを検討している。
- 意見を聴く取組を実施している部署や取組状況、意見の反映状況を把握し、組織内で共有している。

声を聴かれにくいこども・若者を考慮する 本編 P.50,53,57 へ

- 声を聴かれにくいこども・若者がいることを理解している。
- 属性に対して先入観をもたずに一人の人として尊重し、耳を傾けている。
- 支援者や本人が信頼している人と連携して安心して意見を言える場を作っている。
- 属性に囚われず一人一人に必要な工夫や対応を聞き、ともに考えている。
- 一度に成果を果たそうとせず、話したいことを聴く、受け止める姿勢をとっている。
- 権利侵害や個別対応が必要な事実や意見を聴いた場合のフォロー体制を用意している。

こども基本法第11条に基づいて、こども・若者の意見を聴く取組を進めていくときに確認するとよい重要なポイントをリスト化しました。これらのポイントを参考に各取組に合わせて改訂してください。

令和6年度子ども政策推進事業費補助金（自治体子ども計画策定支援事業）採択状況

- 補助基準額 都道府県：5,000千円 市町村：3,000千円
- 補助率 1/2（国庫補助上限額 都道府県：2,500千円 市町村：1,500千円）
- 国予算 令和5年度補正予算 1.3億円 令和6年度当初予算案 0.7億円
採択自治体数152（前年度42自治体）

※令和6年度当初予算分事業の募集は終了、次期募集の情報については随時お知らせします。

R5補正予算分:100自治体

神奈川県平塚市	愛知県稲沢市	山口県
神奈川県藤沢市	愛知県尾張旭市	山口県宇部市
神奈川県茅ヶ崎市	愛知県名古屋市長	徳島県那賀町
神奈川県秦野市	三重県	徳島県東みよし町
神奈川県大磯町	滋賀県	香川県
神奈川県真鶴町	滋賀県大津市	香川県丸亀市
神奈川県川崎市	京都府向日市	香川県坂出市
富山県	京都府久御山町	香川県観音寺市
石川県金沢市	京都府京丹波町	愛媛県松山市
石川県小松市	大阪府豊中市	愛媛県四国中央市
石川県加賀市	大阪府枚方市	高知県
石川県能美市	大阪府富田林市	高知県四万十市
福井県	大阪府羽曳野市	福岡県
山梨県甲府市	兵庫県姫路市	福岡県小郡市
山梨県韭崎町	兵庫県川西市	福岡県宗像市
山梨県笛吹市	兵庫県猪名川町	福岡県宮若市
長野県松本市	奈良県	福岡県嘉麻市
長野県飯田市	奈良県大和郡山市	福岡県芦屋町
長野県小諸市	奈良県橿原市	福岡県岡垣町
長野県佐久市	奈良県平群町	福岡県遠賀町
長野県宮田村	奈良県三郷町	福岡県鞍手町
岐阜県	奈良県王寺町	佐賀県基山町
岐阜県岐阜市	奈良県野迫川村	長崎県長崎市
岐阜県大垣市	和歌山県和歌山市	長崎県五島市
岐阜県瑞穂市	和歌山県岩出市	熊本県荒尾市
岐阜県下呂市	島根県	熊本県阿蘇市
岐阜県養老町	島根県大田市	熊本県合志市
静岡県	岡山県	熊本県美里町
静岡県湖西市	岡山県倉敷市	大分県豊後高田市
静岡県伊豆の国市	岡山県矢掛町	宮崎県小林市
静岡県川根本町	岡山県鏡野町	宮崎県日之影町
愛知県刈谷市	広島県	鹿児島県天城町
愛知県豊田市	広島県三原市	
愛知県蒲郡市	広島県福山市	

R6当初予算分:52自治体

北海道岩見沢市	群馬県	千葉県成田市
北海道当別町	埼玉県川越市	千葉県千葉市
北海道剣淵町	埼玉県川口市	東京都中野区
岩手県北上市	埼玉県飯能市	東京都練馬区
岩手県一関市	埼玉県狭山市	東京都武蔵野市
岩手県雫石町	埼玉県鴻巣市	東京都調布市
宮城県多賀城市	埼玉県上尾市	東京都町田市
宮城県岩沼市	埼玉県蕨市	東京都東村山市
宮城県仙台市	埼玉県入間市	東京都国立市
福島県郡山市	埼玉県志木市	東京都狛江市
福島県矢吹町	埼玉県桶川市	東京都多摩市
福島県三春町	埼玉県蓮田市	東京都羽村市
茨城県	埼玉県ふじみ野市	東京都西東京市
茨城県取手市	埼玉県白岡市	東京都瑞穂町
栃木県	埼玉県長瀨町	新潟県長岡市
栃木県足利市	埼玉県杉戸町	新潟県新潟市
栃木県鹿沼市	埼玉県さいたま市	
栃木県小山市	千葉県松戸市	

